

静岡県ひきこもり等に関する状況調査報告書について

ひきこもりに関する調査については、最近では内閣府が2018年12月に行っており、過去の調査結果と合わせて、全国で狭義及び広義のひきこもり状態にある方が100万人以上いるであろうという結果を得ている。今回、この調査結果を受け、民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「民生委員等」という。）の協力の下、静岡県と県内市町の共同によりひきこもり等に関する状況調査を行った。

今回の調査の特徴は、民生委員等が現在ひきこもり状態にあることを認識している方の人数やその方の状況を個票という形で提出してもらった点にある。実際、内閣府が配布調査に基づき発表した数から予想される県内におけるひきこもり状態にある方の人数（32,000人程度）と比べ、認知されている数（2,100人程度）がごく少ないものであることに表れているように、本調査で明らかになっているのは、「民生委員等から把握された県内ひきこもり状況」である。つまり、その「実数」を確かめられたものでもなければ、ひきこもり本人やその家族から直接聞き取られた情報でもない。こうした点には十分留意願いたい。

付随していえば、認識する者の立場・役割によっても「ひきこもり」の把握のされ方は異なってくる。静岡県内という調査対象が同じであっても、民生委員・児童委員が把握していたひきこもり状態にある方の人数が2,134人、うち個票により状況が判明している人数が2,082人であったものが、主任児童委員ではそれぞれ139人と134人であった。両者の把握していた事例数の違いは、各委員の担当する活動内容の違いによるものと考えられる。民生委員・児童委員は、それぞれの地域において住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民や子どもの立場に立って相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うのに対して、主任児童委員は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行うことを専門的に担当する。したがって、両委員が主に把握している地域の方は、前者が児童から成人であるのに対し、後者は主に児童（若年層）ということになるほか、活動区域についても、後者は民生委員・児童委員39人以下の法定地区民児協ごとに2人、40人以上で3人の配置と、民生委員・児童委員よりもかなり広い区域を担当している。

提出された個票から、全体的に中高年層のひきこもり状態にある方が多く、ひきこ

もり期間も 10 年以上が相当数いることを示唆する結果が得られている。この点に関しては、内閣府の調査結果と大きく食い違うことはない。ただし、例えば、ひきこもり家族の家計状況やひきこもりに至った経緯など、民生委員等とはいえ容易に把握できない部分もあるだろう。ある程度は実態を反映しているものと思われるが、結果についてはやはり慎重に評価し受け取るべきものと思われる。

また、各地区別に見ると、集計結果に表れる傾向は一様ではない。これは地区による実態の相違を表したものというよりは、その数字自体が、当該地区の傾向を示すほどに十分な事例数が把握されていないことに起因するものと考えられる。このため、今回の結果から地区別に傾向を単純に比較することにも、慎重な取扱いを必要とする。

なお、報告書において「把握率」とあるが、これについては、母数が調査対象年齢の人口であり、実際にひきこもり状態にある方の事例数が母数ではないことに注意しなければならない。あくまで民生委員等が調査対象年齢の方に対し、どの程度ひきこもり状態にある方の事例を把握しているかを述べたものである。

本調査結果と内閣府の調査結果、とくにその件数を比較するとき、今まさにひきこもりで困っている方の多くが、誰にもその状況を知られることなく、また、相談する方法を知らないままに毎日を暮らしているであろうことが推察される。これが「実数」「実態」把握としては一定の限界をもつものの、この度の調査結果で最も確実に重視されるべき点であると考えられる。また、今回の調査を通し、既に民生委員等は 1,192 人について、早急に、又は今後支援が必要となる可能性があるかと危惧していることが明らかになった。

ひきこもり問題で困り孤立している家族に対して、いかにひきこもり支援を提供するのか、より具体的に行政機関として考えなければならず、同時に、今回の調査で知られることとなった既にひきこもりで困っている方に対しては、早急に支援の手を差し伸べる必要があると思われる。

静岡大学学術院人文社会科学領域 教授 江口 昌克

〃

教授 荻野 達史